特別養護老人ホーム清里荘
[重要事項説明書]

2023 年 5 月 1 日現在

1. 事業者

(1)	法人名	社会福祉法人　清栄会
(2)	法人所在地	群馬県前橋市総社町植野 511-1
(3)	電話番号	027-251-5428
(4)	代表者氏名	理事長　　水野　直美

2. 事業者の概要

(1)	事業所の名称	特別養護老人ホーム　清里荘
(2)	事業所の所在地	群馬県前橋市青梨子町 503
(3)	電話番号	027-254-1513
(4)	FAX 番号	027-254-1514
(5)	メールアドレス	office@kiyosatosou.jp
(6)	ホームページ	https://www.kiyosatosou.jp/
(7)	事業所長氏名	木暮　有紀
(8)	事業所の種類	指定介護老人福祉　群馬県 1070100936 号
(9)	開設年月日	平成 2 年 7 月 1 日
(10)	利用定員	70 名
(11)	事業所の名称	特別養護老人ホーム清里荘
(12)	利用可能設備等	居室　4 人部屋…16 室　35 ㎡ 2 人部屋…　3 室　15～20 ㎡ 1 人部屋…　1 室　11.66 ㎡ 食堂兼機能訓練室　159.72 ㎡ 医務室　34.96 ㎡ 浴室(リフト装置付一般浴槽・座位式・臥床式特殊浴槽)

3. 職員の配置状況

(1)	施設長	1 名	(6)	看護職員	3 名以上(兼務)
(2)	事務員	1 名以上(兼務)	(7)	機能訓練指導員	1 名(兼務)
(3)	管理栄養士	1 名(兼務)	(8)	介護士	24 名以上
(4)	生活相談員	2 名(兼務)	(9)	介助員	6 名
(5)	介護支援専門員	2 名(兼務)	(10)	嘱託医	2 名(兼務)

4. 当事業所が提供するサービスの概要

【介護給付によるサービス】

食事介助	管理栄養士のもと、季節感を盛り込んだ豊富なメニューで提供させていただきます。 また、個々の身体状況に合わせて常食・刻み食・超刻み食・ミキサー食の中より選ぶことができます。 [提供場所]　食堂又は各居室 [朝食]7 時 45 分～　[昼食]12 時 00 分～　[夕食]18 時 00 分～

入浴介助	手すりやリフト装置が設置された一般浴、車椅子やストレッチャーのまま入れる特殊浴を使用し、介助により安心して入浴していただけます。入浴は週 2 回を基本とし、体調により入浴できない場合は、随時清拭を行い、身体の清潔に努めます。
排泄介助	トイレやポータブルトイレへの介助からオムツ交換まで、身体状況に合わせ、適切な対応をします。
機能訓練	機能訓練指導員を中心に、個々の身体状況に合わせたリハビリを提供いたします。
健康管理	年 1 回の健康診断や毎月の体重測定の他、嘱託医による診察、日々の健康管理を行います。
余暇活動	適切な運動、製作活動、カラオケ等多岐にわたる余暇活動を提供させていただきます。また、季節に合わせ、趣向を凝らした各種行事（お花見・納涼祭・敬老会・忘年会等）を開催いたします。
生活相談	介護保険に関すること、介護全般に関すること、施設での生活に関すること等、遠慮なく声をかけてください。
手続代行	介護認定申請を始めとする各種行政手続きの代行を行います。
支払代行	日常生活にかかる諸費用に関する支払代行を行います。

その他介護給付サービス加算

加算	加算条件
看護体制加算	入所者の重度化等に伴う医療ニーズの増大等に対応する観点から、常勤の看護師の配置や、手厚い看護職員の配置が基準を満たしている場合に算定。
日常生活継続支援加算	入所者のうち要介護 4～5 の割合が 70%以上で、介護福祉士の資格をもつ介護士が 11 人以上配置されている場合に算定。
初期加算	契約者が新規に入所及び 1 ヶ月以上の入院後、再び入所した場合。30 日間算定。
入院・外泊時加算	契約者が入院及び外泊の場合、6 日を限度として算定。 （ただし、入院・外泊の初日及び末日のご負担はありません）
経口維持加算	契約者が認知機能や摂食、嚥下機能の低下により、食事の経口摂食が困難となった場合でも、口で食べる楽しみを得られるように、多職種共同での支援の充実と促進を図ることを目的としている月に 1 回の加算
療養食加算	栄養士が契約者の状態に合わせた栄養管理や療養食を提供した場合に算定できる 1 日に 3 回を限度に加算
看取り介護加算	重度化対応加算を算定している施設で、医師が終末期にあると判断した入所者について、医師、看護師、介護職員が共同して、本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行った場合に、死亡日を含めて 45 日を限度として、死亡月に算定
口腔衛生管理加算	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し口腔ケアを月 2 回以上行い、口腔ケアについて介護職員に対し、技術的助言及び指導、口腔に関する介護職員からの相談等に対応するとして月に 1 回算定
安全対策体制加算	介護保険施設における事故発生の防止と発生時の適切な対応を推進する観点から、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていることを評価する加算

【介護保険の給付対象とならないサービス】

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

契約者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1 日あたり）のご負担となります。

① 住居に要する費用（光熱水費及び室料）

この施設及び設備を利用し滞在されるにあたり、光熱水費及び室料をご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された住居費（滞在費）の金額（1 日あたり）のご負担となります。

5. 利用にあたっての留意事項

面会	緊急時を除いて 10 時～16 時までとし、事前に電話連絡にて日時を予約して下さい。 面会時にはマスク着用　検温をして頂き、玄関入口にあります「面会者健康チェックシート」に必要事項を記入してください
外出・外泊	2 日前までに連絡してください
飲酒・喫煙	ご希望に応じ、所定の場所で楽しんでいただけます ただし、医師の許可が必要な場合もあります
設備・器具の利用	職員の指示によって、ご利用ください
ペット飼育	健康・衛生面から原則として、ご遠慮願います

6. 利用料金お支払方法

所定の手続き終了後、翌月 27 日（休日の場合は翌営業日）に指定の口座より引落します。ただし、不足が生じた場合、または予想される場合は、身元保証人の方に連絡いたしますので、引落し予定日までにご入金ください。

7. 個人情報の取扱い

（1） 事業者は、契約者からご提供いただいた契約者本人及び家族に関する個人情報を下記の目的以外に利用致しません。

【入所者の個人情報の利用目的】

- 契約者への介護サービス提供
- 介護保険事務
- 契約者のために行う管理運営業務（入退所の管理、会計、事故報告、介護医療サービス）
- 事業所のために行う管理運営業務（介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料の作成、学生などの自習への協力、職員の教育のために行う事例研究等）

尚、下記目的のためには、契約者及び家族の個人情報を第三者に提供することがあります。

【契約者の個人情報を第三者へ提供する場合】

- 介護保険事務などの施設業務の一部を外部事業者へ業務委託を行う場合。
- 他の介護事業者との連携（サービス担当者会議等）、連絡調整が必要な場合。
- 契約者の受診にあたり、医師に介護記録やケアプランを提供する場合。
- 研修等の実習生やボランティアの受入れにおいて必要な場合。
- 損害賠償保険等の請求にかかる保険会社への相談または届出等。
- 施設広報誌・ホームページ・SNS 等への写真の掲示。

（2） 契約者又は代理人が個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除・第三者提供の停止等を申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り契約者の希望に沿うようにします。

8. 身体拘束の禁止

【身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合の手続き】

事業所は「短期入所生活介護のサービス」を行っている時に、契約者本人もしくは他の契約者の身体に危険を生じるような緊急やむを得ない場合を除いて、契約者の身体拘束をすることはありません。緊急やむを得ず、契約者の身体拘束をする場合は、内容・目的・理由等をできる限り詳細に口頭や文書等により説明し、十分な理解を得るものとします。また、その状況や経過等を所定の用紙に記録し、閲覧に供します。

9. 虐待の防止について

事業者は、契約者（利用者）等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を設定しています。

施設長　木暮有紀

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 研修等を通じて職員の契約者の対する人権意識・知識の向上に努めます。

(4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者の家族等高齢者を養護する者)による虐待を受けたと思われる契約者（利用者）を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

(5) 職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できるように体制を整え、職員が契約者（利用者）等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

10. 相談・要望・苦情等の窓口

介護老人福祉施設に関する相談、要望、苦情等は下記の窓口までお申し出ください。

☆特別養護老人ホーム　清里荘　　TEL　027-254-1513

［受付］ 月曜日～土曜日　　8 時 30 分～17 時 30 分

［担当］ 生活相談員　　細井　豊　・　佐藤　成美

☆社会福祉法人清栄会　清里荘　　TEL　027-254-1400

［受付］ 月曜日～土曜日　　8 時 30 分～17 時 30 分

［担当］ 介護支援専門員　　高橋　博美

☆前橋市役所　介護保険課　　TEL　027-224-1111

前橋市大手町 2-12-1

☆群馬県国民健康保険団体連合会・介護保険課　　TEL　027-290-1319

前橋市元総社町 335-8

☆その他最寄りの市町村　　介護保険課

11. 緊急時の対応方法

契約者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、必要に応じて身元保証人の方に速やかに連絡致します。

12. 嘱託医療機関及び協力医療機関

嘱託医療機関　…　うしいけ内科クリニック　・　安立医院

協力医療機関　…　関越中央病院　・　上州総合歯科医院

13. 事業所及び従業者に対する利益供与の禁止

事業所及び従業者は、サービスの対償として、金品その他財産上の利益を収受しません。

[サービス利用料金表]

2023 年 5 月 1 日

1. 福祉施設サービス　　1 日あたり

介護度	従来型個室	多床室(2～4 人)
要介護 1	573 単位	573 単位
要介護 2	641 単位	641 単位
要介護 3	712 単位	712 単位
要介護 4	780 単位	780 単位
要介護 5	847 単位	847 単位

介護福祉施設サービス費(Ⅰ)　介護福祉施設サービス費(Ⅱ)

2. 加算(介護度に関係なく適用時に算定)

看護体制加算Ⅰ2	4 単位/日
日常生活継続支援加算1	36 単位/日
初期加算(入所日から 30 日以内。入院後の再入院も同様)	30 単位/日
外泊時費用 (入院・外泊の翌日より 6 日間。月をまたがる場合は、最大で 12 日間)	246 単位/日
療養食加算(1 日に 3 回を限度)	6 単位/日
経口維持加算	400 単位/月
口腔衛生管理加算Ⅰ	90 単位/月
看取り介護加算Ⅰ1(死亡日以前 31 日以上 45 日以下)	72 単位/日
看取り介護加算Ⅰ2(死亡日以前 4 日以上 30 日以下)	144 単位/日
看取り介護加算Ⅰ3(死亡日以前 2 日又は 3 日)	680 単位/日
看取り介護加算Ⅰ4(死亡日)	1,280 単位/日
安全対策体制加算(入所時に 1 回)	20 単位/月

3. 居住費・食費　　1 日あたり

負担段階	所得要件		資産要件(預貯金等合計額)		個室	多床室	食費
			単身	夫婦			
第 1 段階	・生活保護受給者 ・世帯全員(別世帯の配偶者を含む)が市民税非課である老齢福祉年金受給者		1,000 万円以下	2,000 万円以下	320 円	0 円	300 円
第 2 段階	世帯全員(別世帯の配偶者を含む)が市民税非課税	年金を含む合計所得金額が年額 80 万以下	650 万円以下	1,650 万円以下	420 円	370 円	390 円
第 3 段階①		年金を含む合計所得金額が年額 80 万円超 120 万以下	550 万円以下	1,550 万円以下	820 円	370 円	650 円
第 3 段階②		年金を含む合計所得金額が年額 120 万円超	500 万円以下	1,500 万円以下	820 円	370 円	1,360 円
第 4 段階(非該当)	上記に該当しない人				1,400 円	1,000 円	1,630 円

朝食 400 円・昼食 630 円・夕食 600 円

4.　その他

- マスク 1 枚…10 円/
- 預り金品管理委託料…100 円/日
- 個人専用の家電製品の電気代（1ヵ月）…1,500 円/月
- 閲覧コピー代 A4 サイズ 1 枚…10 円
- 菓子代・日用品・理美容代・抗原検査キット代・予防接種代・死亡診断書（往診車代）・エンゼルセット代等

  …実費
- 介護職員処遇改善加算Ⅰ…介護サービス費（単位数）合計の 8.3%
- 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ…介護サービス費（単位数）合計の 2.7%
- 介護職員等ﾍﾞｰｽｱｯﾌﾟ等支援加算…介護サービス費（単位数）合計の 1.6%
- 1 単位あたり…10.14 円（地域区分 7 等級）
- 契約者が入院・外泊された場合

  入院・外泊時においてお部屋（居室）を確保している場合、居住費を徴収させていただきます。入院・外泊の翌日より 6 日間は外泊時費用（246 単位/日）の適用となりますので、減額対象者（第 1 段階～第 3 段階）は負担限度額の居住費となりますが、それ以降の入院・外泊の期間は基準費用額（1,000 円/日）となります。

  1 回の入院・外泊で月をまたがる場合は、最大で 13 泊（12 日）まで外泊時費用（246 単位/日）の適用となります。

- 算定方法

（介護サービス費（単位数）＋介護職員処遇改善加算Ⅰ（8.3%）の単位数 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（2.7%）の単位数 介護職員等ﾍﾞｰｽｱｯﾌﾟ等支援加算（1.6%）の単位数）× 10.14 円（1 単位単価）× 0.1/0.2/0.3（1/2/3 割）自己負担分 ＋ 介護保険給付対象外（キャンセル料等）＝ ご請求金額